|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **（１）原子力災害の知識** | 指導時期等 | 主な指導場面 | 指導資料 |
| No | 必ず身に付けさせたい事項 | 具体の指導内容 |
| ① | 原子力災害について，基本的内容を知る。 | 1) | 原子力災害とは，原子力施設の事故や故障などによって放射能や放射線が異常な水準で外部に漏れることである。 | → | 教・行 | ・[「知っておきたい放射能のこと」　高校生のための放射線副読本](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1314239.htm)　　(文部科学省)・[放射線等に関する副読本](http://radioactivity.mext.go.jp/ja/contents/1000/131/view.html)(文部科学省) |
| 2) | 原子力発電所に対しては，国による設置時の安全審査や日常の保安検査が行われているほか，安全協定に基づく県及び地元市町による立ち入り検査などの安全確認が行われている。 | → | 教・行 |
| 3) | 原子力緊急事態等に備え，防災基本計画（国），地域防災計画（県，市町）が定められているほか，関係機関の拠点となる緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）が設置されている。 | → | 教・行 |
| 4) | 原子力災害は，地震や火災と異なり，五感に感じることができないので，どのような場合にどういった行動をとればよいのか自ら判断するのが困難である。国や地方自治体からの情報を聞き，指示に従って行動する。 | → | 教・行 |
| 5) | 人などが放射線を受けることを「被ばく」という。着ている服や体の表面に放射性物質が付着している状態を「汚染」という。 | → | 教・行 |
| 6) | 人が被ばくする経路には，①原子力施設から放出された放射性物質からの放射線による体外からの外部被ばく，②呼吸や放射性物質により汚染された飲食物を摂取することによる体内からの内部被ばくがある。 | → | 教・行 |
| 7) | 被ばくをできるだけ少なくするための方法としては，風向きを考慮し原子力施設から離れる。屋内に退避するなど，体に受ける放射線を少なくすることが基本である。 | → | 教・行 |
| ② | 放射線の人体に対する影響について，基礎的な内容を知る。 | 1) | 人体が放射線を受けることを被ばくといい，自然放射線等により体外から被ばくすることを外部被ばく，放射性物質を含む空気，水，食物等を接種することにより体内から被ばくすることを内部被ばくという。 | → | 教・行 |
| 2) | 宇宙や大地，空気，食べ物から受ける「自然放射線」は年間約1.5ミリシーベルトである。 | → | 教・行 |
| 3) | エックス線など人工的に作られた放射線を「人工放射線」といい，胃・胸部エックス線撮影で被ばくする量は0.05～0.6ミリシーベルトである。 | → | 教・行 |
| 4) | 100ミリシーベルト以上の放射線を受けると発がんリスクが上昇することは分かっているが，100ミリシーベルト未満の低い放射線を受けることで，がんになるかどうかについては，科学的に証明することが難しい。 | → | 教・行 |
| ③ | 原子力災害が発生したときの地域住民の初期行動の仕方を知り，被ばくを少なくできるようにする。 | 1) | 原子力緊急事態が発生したときは，国，県及び市町村からはテレビ，ラジオなどの通報手段により緊急通報がある。原子力災害は，目に見えない災害であること，時間の経過と被害が相関関係にあることから，被災地域や程度などの正しい情報により，適切な避難行動をとる。 | → | 教・行 |
| 2) | 原子力災害が発生した場合には，自治体等から示される正確な情報を待ち，その指示に従う。 | → | 教・行 |
| 3) | 屋内退避などの指示があったら，自宅や職場，最寄りの公共施設などに避難する。ドアや窓を閉め，換気扇を止めて外気を遮断する。屋外ではハンカチ等で口をふさぎ，浮遊性の放射性物質の吸入を防ぐ。屋内に入ったら顔と手を洗う。 | → | 教・行 |
| 4) | コンクリート屋内退避の指示があったら，コンクリートでできた公共施設などに避難し，一時的に生活の場を移すことになる。 | → | 教・行 |
| 5) | 放出された放射性物質によって飲料水や飲食物が汚染された場合，モニタリング検査に基づき飲料水，飲食物の摂取が制限される。 | → | 教・行 |
| 6) | 建物によるガンマ線の被曝低減係数は，外にいる場合を１とすると，木造家屋では０．９で，大きなコンクリートの建物の中は０．２以下となる。 | → | 教・行 |
| ④ | 原子力災害時における医療面の対応について知る。 | 1) | 原子力災害時の医療体制は，①初期被ばく医療，②二次被ばく医療，③三次被ばく医療の三段階に区分される。 | ◎ | 教・行 |
| 2) | 初期被ばく医療機関では，地域防災計画で指定されている避難所や医療機関等において，体表面の汚染測定や簡単な除染・救急医療を行う。 | ◎ | 教・行 |
| 3) | 二次被ばく医療では，地域防災計画で指定されている医療機関において，外部汚染の除染，高線量被ばくや局所被ばく患者の体内汚染の診断や専門的な治療を行う。 | ◎ | 教・行 |
| 4) | 三次被ばく医療機関では，放射線医学総合研究所や広島大学が指定されており，重篤な被ばく患者の専門的な治療を行う。 | ◎ | 教・行 |
| 5) | 原子力災害が発生したときには，放射性物質による汚染や被ばくによる不安感等から情緒不安定等の心の問題の発現が予想され，心のケアを適切に行う必要がある。 | ◎ | 教・行 |
| 6) | 学校等では心のケア体制を整備し，学級担任，養護教諭，スクールカウンセラー等及び学校医や校外専門機関との連携体制をつくり適切な対応を図る必要がある。 | ◎　 | 教・行　 | 　 |

指導時期：**○**機会を捉えて指導する時期，**→**継続指導の時期，**◎**重点的に指導する時期，**◇**再確認させる時期

指導場面：**教**＝教科等，**H**＝HR等，**行**＝学校行事，**部**＝部活動等，**日**＝日常

凡

例